結核予防費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１　知事は、県民の結核予防のため学校若しくは施設の設置者が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年１０月２日法律第１１４号。以下「法」という。）第６０条に規定する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和３２年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第２　この補助金の交付の対象となる費用は、学校又は施設（国、県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。国、県又は市町村が経営主体である学校又は施設を除く。）の設置者の支弁する法第５８条の３の費用とする。

（交付基準）

第３　この補助金は、次の（１）から（３）までに掲げる額を比較して最も少ない額に３分の２を乗じて得た額とする。

（１）次の表の基準額欄に定める額

（２）次の表の対象経費欄に定める経費の実支出額

（３）総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

基準額	【令和８年４月１日～令和８年５月31日実施分】 次に掲げる額の合計額 （１）６７０円×保健所で１００㎜ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 （２）５０６円×医療機関で１００㎜ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 （３）４，２６０円×保健所で精密検査を受けた者の延数 ただし、直接撮影を省略した場合は、２，８６０円×保健所で精密検査を受けた者の延数とする。 （４）８，０２０円×医療機関で精密検査を受けた者の延数 ただし、直接撮影を省略した場合は、６，５２１円×医療機関で精密検査を受けた者の延数とし、やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合は１，８２１円×医療機関で直接撮影を行った者の延数とする。

	【令和８年６月１日以降実施分】 次に掲げる額の合計額 （１）６７０円×保健所で１００㎜ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 （２）５０６円×医療機関で１００㎜ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 （３）４，３９０円×保健所で精密検査を受けた者の延数 ただし、直接撮影を省略した場合は、２，９９０円×保健所で精密検査を受けた者の延数とする。 （４）８，０２０円×医療機関で精密検査を受けた者の延数 ただし、直接撮影を省略した場合は、６，５２１円×医療機関で精密検査を受けた者の延数とし、やむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合は１，８２１円×医療機関で直接撮影を行った者の延数とする。
対象経費	法第５３条の２第１項の規定による健康診断のために必要な役務費（手数料）、委託料

（交付の条件）

第４　この補助金は、次の各号に揚げる事項を条件として交付するものとする。

（１）経費の配分又は事業の内容を変更する場合には、当該施設もしくは学校が所在する区域を管轄する地域振興局長の承認を受けること。ただし、交付申請額の１０％の増減を超えない軽微な変更の場合はこの限りではない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、地域振興局長の承認を受けること。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地域振興局長に報告してその指示を受けること。

（４）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を５年間保管しておかなければならない。

（交付申請書）

第５　規則第３条第１項の規定による申請書は、別記第１号様式のとおりとし、１部を別に定める期日までに地域振興局長に提出しなければならない。

（変更の承認申請）

第６　第４の（１）の規定により地域振興局長の承認を受けようとする場合には、別記第２号様式による変更交付（承認）申請書１部を地域振興局長に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第７　第４の（２）の規定により、地域振興局長の承認を受けようとする場合には、別記第３号様式による事業の中止（廃止）承認申請書１部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の２０日前までに地域振興局長に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第８　第４の（３）の規定により、地域振興局長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類１部を地域振興局長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第９　規則第７条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。ただし、地域振興局長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（実績報告書）

第10　規則第１２条の規定による実績報告書は、別記第４号様式のとおりとし、１部を地域振興局長に提出するものとする。

２　規則第１２条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までとする。

附則

この要綱は平成１６年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成１７年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成１８年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成１９年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２０年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２１年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２２年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２４年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２５年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２６年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成２８年４月１日から適用する。

附則

この要綱は平成３０年４月１日から適用する。

附則

この要綱は令和２年４月１日から適用する。

附則

この要綱は令和３年４月１日から適用する。

附則

この要綱は令和４年４月１日から適用する。

附則

この要綱は令和６年６月１日から適用する。

附則

この要綱は令和７年４月１日から適用する。

附則

この要綱は令和８年４月１日から適用する。